



SMILE

今月も笑顔(スマイル)でスタート

9 月号 Vol. 125

9月になりました

まいど おおきに！

この原稿を書いている時点(8月29日)になっても、上海市人力資源と社会保障局による上海市の2025年度社会保障及び住宅積立金の納付基数の上限、下限についての発表がありません。すなわち、前年度の上海市の全口径都市部就業者の平均賃金の数値が公表されていないことになります。これは極めて異例であると言えます。

今回の内容は、最高人民法院(日本の最高裁にあたる)が、8月に公布した解釈を取り上げてみたいと思います。

1. 最高人民法院が公布した内容

最高人民法院は、「労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の解釈(二)」(以下、解釈とする)を公布しました。2025年9月1日から施行されるこの解釈は、広く社会の関心を集める労働争点について適用可能な法的基準を標準化した内容となっています。この解釈の要点は、“**使用者が法定の社会保険料を納付していないことを理由に、労働者が労働契約を解除し、使用者に金銭的賠償を求める場合、人民法院が当該労働者による解除を支持する**”ことを明確にしたことです。

労働法および社会保険法の関連規定によれば、使用者と労働者は法に基づき社会保険に加入し、社会保険料を納付しなければならない、となっています。一見するとあたりまえの内容ですが、現実はそのが守られていないことがあまりに多すぎて、今回の解釈の公布となりました。

2. 解釈によって9月1日以降どうなるか？

具体的には、9月1日より、たとえ「社会保険料の免除」に関して労使間で合意しても、その合意は無効となります。社会保険料を納付してもらえない従業員は、雇用主に請求することができ、雇用主は未払い分、延滞金、そして損害賠償が科せられることになります。一方、従業員側も当然ながら個人負担分を払わなければなりません。

そこでこの解釈による中国国内への影響を考えてみました。

- ① 中国の製品の価格は、他国と比べて圧倒的に安いというのが、世界の認識でした。しかしこの安さは、非常に多くの民間企業が、従業員の社会保険を納付していないことが要因でした。今後、中国企業が真面目に社会保険を納付するようになれば、中国製品は、今までのような安い価格での供給はできなくなるかもしれません。また社会保険のコスト増によって、経営が立ちいかなくなり、倒産する会社も増えることになるかもしれません。
- ② 今回の解釈を適用できるのは、会社と労働契約を結んだ従業員となります。従って、今後、企業は労働者との間で労働契約を結ぶことを避ける傾向が益々強まると考えます。また若者世代の就業が益々難しくなるでしょう。

日本では総裁選挙の前倒しが行われるかが注目ですね。次の首相は誰になるのでしょうか？

暑い日がまだ続きますが、体調を整えて、今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



マクロ経済1:CPIとPPI

8月9日付の国家統計局の発表によれば、7月は内需拡大政策が引き続き成果を上げ、消費者物価指数(CPI)は前月比0.4%上昇し、前月の0.1%下落から反転し、前年同月比では横ばいとなった。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは前年同月比0.8%上昇し、3ヶ月連続の上昇となった。季節要因や国際貿易環境の不確実性の影響を受け、生産者物価指数(PPI)は前月比0.2%下落した。国内市場における競争は引き続き改善し、前月比下落率は前月比0.2ポイント縮小、前年同月比下落率は前月と同じ3.6%減となった。

1.消費者物価指数(CPI)の前月比上昇率は季節的な傾向を若干上回り、コア消費者物価指数(CPI)は前年同月比で引き続き上昇した。内需拡大政策の効果が引き続き現れており、消費部門の物価は引き続きプラスに推移している。

第一に、消費者物価指数(CPI)は前月比0.4%上昇し、季節平均を0.1ポイント上回った。この前月比の上昇は、主にサービスと工業用消費財の価格上昇によるものである。サービス価格は前月比0.6%上昇し、CPI上昇の約0.26ポイントに貢献し、CPI全体の上昇の60%以上を占めた。具体的には、夏の旅行シーズンのピークを迎え、航空券、ツアー、ホテル宿泊、レンタカーの価格はそれぞれ前月比17.9%、9.1%、6.9%、4.4%上昇した。これらの上昇率はすべて季節水準を上回り、CPI上昇の約0.21ポイントに貢献した。工業用消費財価格は前月比0.5%上昇し、前月より0.4ポイント上昇し、CPI上昇の約0.17ポイントに貢献した。そのうち、国際原油価格の変動などの影響を受け、エネルギー価格は前月比1.6%上昇し、消費者物価指数(CPI)を前月比約0.12ポイント押し上げた。消費喚起策による需要回復の継続に加え、「618」キャンペーンの終了も相まって、エネルギーを除く工業用消費財の価格は0.2%上昇した。そのうち、ガソリン車と新エネルギー車の価格は5カ月以上続いた下落から横ばいに転じた。家電製品、日用品、娯楽・耐久消費財、パーソナルケア用品の価格は前月比0.5~2.2%上昇した。

第二に、コアCPIは前年比で引き続き回復した。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは前年比0.8%上昇し、前月比0.1ポイント拡大し、2024年3月以来の高水準となった。金とプラチナの宝飾品価格はそれぞれ前年比37.1%、27.3%上昇し、CPIの前年比上昇に約0.22ポイント寄与した。サービス価格は前年比0.5%上昇し、安定した伸びを維持し、CPI上昇に約0.19ポイント寄与した。ガソリン車と新エネルギー車の価格はそれぞれ前年比2.6%、1.9%下落し、それぞれ約34カ月ぶり、約28カ月ぶりの小幅な下落となった。

消費者物価指数(CPI)は、主に食料品価格の下落により、前年同期比で横ばいとなった。前年同期の物価水準が高かったことから、食料品価格は前年同期比1.6%下落し、前月比1.3%ポイント上昇した。これは、CPIの前年同期比下落幅を約0.29%押し下げた。CPIの下押し要因は前月比で約0.24%ポイント拡大した。生鮮野菜価格は前年同期比7.6%下落し、前月比7.2%ポイント上昇した一方、生鮮果物価格は前年同期比2.8%上昇し、前月比3.3%ポイント下落した。これらを合わせたCPIの下押し要因は前月比で約0.21%ポイント拡大し、主にCPIが前年同期比で上昇から横ばいに転じた要因となった。非食料品価格は前年同期比0.3%上昇し、前月比0.2%ポイント上昇した。

2.生産者物価指数(PPI)は前月比で下落幅が縮小し、前年同月比では下落幅は前月と同水準となった。

生産者物価指数(PPI)は前月比0.2%低下し、前月比0.2ポイントの減少となった。3月以来初めて前月比の下落幅が縮小した。今月のPPIの前月比変動の主な要因は以下の通りである。

第一に、季節要因に加え、国際貿易環境の不確実性が一部の産業で価格下落を招いた。夏の猛暑と降雨量の増加は建設プロジェクトの進捗を鈍化させ、建材需要に影響を与えた。さらに、一部地域では河川流量が豊富だったため、水力発電が火力発電を補完する役割が大幅に強化され、火力発電用石炭の需要が減少し、電力価格が下落した。その結果、非金属鉱物製品産業では前月比1.4%下落、鉄鋼製錬・圧延産業では0.3%下落、石炭採掘・選鉱産業では1.5%下落、電力・熱供給産業では0.9%下落した。国際貿易環境の不確実性の影響を受け、コンピュータ・通信・その他電子機器製造業では0.4%下落、自動車製造業では0.3%下落、電気機械器具製造業では0.2%下落、一般機械製造業では0.2%下落した。これら8つの産業は、PPIの前月比約0.24パーセントポイントの低下に総合的に寄与した。

第二に、国内市場競争の継続的な最適化により、関連産業における価格下落幅が縮小した。全国統一市場の構築が深まり、石炭、鉄鋼、太陽光発電、セメント、リチウム電池などの産業における市場競争秩序が引き続き改善した。石炭採掘・選炭、鉄鋼製錬・圧延加工、太陽光発電設備・部品製造、セメント製造、リチウムイオン電池製造の各業種における価格下落幅は、前月比でそれぞれ 1.9 ポイント、1.5 ポイント、0.8 ポイント、0.3 ポイント、0.1 ポイント縮小した。これらの業種を合わせた製造物価指数への下押し幅は前月比 0.14 ポイント縮小した。また、国際輸入が国内の石油・非鉄金属関連産業の価格を押し上げ、石油・天然ガス採掘業は 3.0%、非鉄金属製錬・圧延加工業は 0.8%それぞれ上昇した。

3.生産者物価指数(PPI)は前年同月比 3.6%低下し、前月と同じ下落率となった。マクロ経済政策は引き続き適切なタイミングで実施・強化され、一部の産業における需給改善と価格変動のプラス効果が見られた。

第一に、産業のモデルチェンジ・高度化が関連分野全体の価格を前年比で押し上げた。伝統的な産業のモデルチェンジ・高度化の漸進的な進展、主要産業における生産能力管理、新興産業の急成長により、関連分野全体の価格が前年比で押し上げられた。苛性ソーダは 3.6%上昇し、ガラス製造価格は前月比 0.9 ポイント下落幅を縮小した。航空機製造価格は 3.0%上昇、ウェアラブルスマートデバイスは 1.6%上昇、マイクロ波通信設備は 0.9%上昇、サーバーは 0.6%上昇した。

第二に、内需潜在力の持続的な発揮が、一部産業の価格上昇を牽引した。消費喚起キャンペーンの徹底的な実施は、消費市場の健全な発展を持続させている。高級消費への需要の高まりが、一部産業の価格上昇を牽引した。工芸品・冠婚葬祭用品は前年比 13.1%上昇、運動用のボールが 5.3%上昇、栄養食品は 1.3%上昇、健康食品は 1.2%上昇、自転車は 0.6%上昇した。

マクロ経済2:輸出と輸入

8月7日の税関統計によると、2025年上半期の我が国の貨物輸出入総額は 25 兆 7,000 億元に達し、前年同期比 3.5%増加した。このうち、輸出額は 15 兆 3,100 億元で前年同期比 7.3%増、輸入額は 10 兆 3,900 億元で前年同期比 1.6%減となり、前年同期比 1.1 ポイント減少した。

7月の中国の物品輸出入総額は 3 兆 9,100 億元に達し、6.7%増加した。このうち、輸出は 2 兆 3,100 億元で 8%増加、輸入は 1 兆 6,000 億元で 4.8%増加し、2ヶ月連続の増加となった。

中国の最初の 7ヶ月間の輸出入の主な特徴:

1.一般貿易と加工貿易の輸出入の伸び

中国の一般貿易の輸出入は 1~7ヶ月で合計 16 兆 4,400 億元(前年比 2.1%増)となり、対外貿易総額の 64%を占めた。このうち、輸出は 10 兆 1,100 億元(前年比 7.4%増)、輸入は 6 兆 3,300 億元(前年比 5.4%減)であった。一方、加工貿易の輸出入は 4 兆 6,000 億元(前年比 6.3%増)となり、全体の 17.9%を占めた。このうち、輸出は 2 兆 8,400 億元(前年比 3.8%増)、輸入は 1 兆 7,600 億元(前年比 10.5%増)であった。さらに、中国の保税物流輸出入は 3 兆 6,900 億元(前年比 6%増)となった。このうち輸出額は 1 兆 5,200 億元で 14.1%増加し、輸入額は 2 兆 1,700 億元で 1%増加した。

2.ASEAN および EU との輸出入の伸び

この 7ヶ月間で、ASEAN は中国最大の貿易相手国となり、貿易総額は 4 兆 2,900 億元(前年比 9.4%増)に達し、中国の対外貿易総額の 16.7%を占めた。EU は中国にとって第 2 位の貿易相手国となり、貿易総額は 3 兆 3,500 億元(前年比 3.9%増)に達し、中国の対外貿易総額の 13%を占めた。米国は中国にとって第 3 位の貿易相手国となり、貿易総額は 2 兆 4,200 億元(前年比 11.1%減)に達し、中国の対外貿易総額の 9.4%を占めた。同期間、中国と「一帯一路」参加国との輸出入総額は 13 兆 2,900 億元(前年比 5.5%増)に達した。

3.民営企業と外資企業の輸出入の伸び

この 7ヶ月間で、民営企業の輸出入額は 14 兆 6,800 億元に達し、前年同期比 7.4%増となり、中国の対外貿易総額の 57.1%を占め、前年同期比 2.1 ポイント増加した。このうち、輸出額は 10 兆 400 億元で、前年同期比 8.7%増となり、中国の輸出額全体の 65.6%を占めた。輸入額は 4 兆 6,400 億元で、前年同期比 4.7%増となり、中国の輸入額全体の 44.7%を占めた。同期間の外資企業の輸出入額は 7 兆 4,600 億元に達し、前年同期比 2.6%増となり、中国の対外貿易総額の 29%を占めた。このうち、輸出額は 4 兆 1,000 億元で、前年同期比 4.9%増となった。輸入は 3 兆 3,600 億元

で、0.1%減少した。国有企業の輸出入総額は 3 兆 4,900 億円で、8.8%減少し、中国の対外貿易総額の 13.6%を占めた。このうち、輸出は 1 兆 1,300 億円で、3.2%増加し、輸入は 2 兆 3,600 億円で、13.6%減少した。

4. 機械・電気製品が輸出の 60%を占め、特に自動データ処理装置・部品、集積回路、自動車の輸出が増加した。

この 7 カ月間の機械・電気製品の輸出額は 9 兆 1,800 億円で、前年比 9.3%増となり、総輸出額の 60%を占めた。このうち、自動データ処理装置・部品は 8,236 億 2,000 万円で 1.1%増、集積回路は 7,784 億 5,000 万円で 21.8%増、自動車は 5,134 億 6,000 万円で 10.9%増加した。同期間の精密機械・設備の輸出額は 2 兆 4,100 億円で、前年比 0.8%減少し、総輸出額の 15.7%を占めた。このうち、衣料品及び衣料付属品の輸出額は 6,367 億 9,000 万円 (0.9%増)、繊維製品は 5,900 億 7,000 万円 (2.7%増)、プラスチック製品は 4,389 億円 (0.5%増)となった。農産物は 4,146 億 6,000 万円 (2.9%増)となった。

5. 鉄鉱石、原油、石炭、天然ガスなど主要商品の輸入価格は下落した一方、機械・電気製品の輸入額は増加した。

この 7 ヶ月間で、中国の鉄鉱石輸入量は 6 億 9,700 万トンで、前年比 2.3%減少し、平均輸入価格は 15%下落した。原油は 3 億 2,700 万トンで、前年比 2.8%増加し、平均価格は 12.7%下落した。石炭は 2 億 5,700 万トンで、前年比 13%減少し、平均価格は 24%下落した。天然ガスは 7,014 万 4,000 トンで、前年比 6.9%減少し、平均価格は 6.7%下落した。大豆は 6,103 万 5,000 トンで、前年比 4.6%増加し、平均価格は 12.5%下落した。精製油は 2,339 万 1 千トンで、16.6%減少し、平均価格は 4%下落した。また、一次成形プラスチックの輸入量は 1,592 万 3 千トンで、5%減少し、平均価格は 0.5%下落した。未加工銅及び銅製品は 311 万 3 千トンで、2.6%減少し、平均価格は 4.9%上昇した。同期間の機械・電気製品の輸入額は 4 兆 900 億円で、5.8%増加した。

法務情報

「中小企業への代金支払保障条例(2025 年改正)」の要点



1. はじめに

中小企業は中国経済において重要な役割を果たしているが、受け取るべき代金の支払遅延によって資金繰りが悪化し、正常な経営活動に支障をきたしている。2020 年に「中小企業(*1)への代金支払保障条例」(以下、「旧 条例」という)が施行されたが、一部の条項が原則的な内容にとどまっていたため、その後の社会・経済の発展・変化に伴い、十分な規制効果が得られていないといった声が高まりつつあった。

(*1) 新条例 3 条によると、中小企業とは、中国国内において法に従って設立され、国务院が認めた中小企業区分基準に基づいて確定された中型企業、小型企業又は零細企業をいい、これらに属さない企業が大型企業といわれる。中小企業又は大型企業のいずれであるかは、契約締結時における企業規模類型によって定まる。

これを受けて、改正後の「中小企業への代金支払保障条例(2025 年改正)」(以下、「新条例」という)が 2025 年 3 月 17 日に公布され、6 月 1 日に施行された。旧条例に比べ、新条例は 12 の条項を新たに追加し、8 つの関連措置を整備することによって、中小企業の経営環境を改善し、安定的な発展を促進するとともに、その権利・利益を守る点で重要な意義がある。本稿は、その要点について概説するものとした。

2. 新条例の要点と実務上の注意点

(1) 支払期限に関する要求の明確化

新条例は、中小企業からの貨物、工事又は役務の購入に際しての代金支払について、その支払人の類型ごとに、次のような要求を詳細に定めた。

① 機関・事業単位(8 条 1 項、9 条 1 項)

財政資金を用いて貨物、工事又は役務を購入する場合、承認された予算に厳格に従わなければならない。また、支払期限について、目的物の引渡日から 30 日以内にその代金を支払わなければならない。これは、機関・事業単位の支払期限を厳しく制限し、その優位な地位を利用した支払遅延を防止することを目的としている。

② 大型企業(9 条 2 項)

貨物、工事又は役務の引渡日から 60 日以内に代金を支払わなければならない。契約に別段の規定があればそれによるが、当該契約に定める期限は業界規範及び取引慣習に従って合理的に確定されたものでなければならず、第三

者による支払の有無を中小企業への支払の要件とすること、及び第三者による支払の進捗に応じて中小企業への支払を行うことはできない。これは、大型企業から金銭の支払を受ける中小企業の権利を保障し、大型企業の支払手続や第三者に起因する支払遅延を回避するための規定と評価される。

③ 特別な場合の取扱い(10～12 条及び 15 条)

- ・検査又は検収への合格が支払の要件とされる場合について、支払期限の起算点及び検査・検収の期限に関する要求を明確に定め、機関、事業単位又は大型企業が検査・検収を遅らせることによって支払を遅延する手段を封じるものとした。
 - ・商業手形や売掛金電子証明書など、現金によらない支払方式も規制し、中小企業に対し不合理な支払方式や実質的な支払期限延長の受入れが強制されないよう保護するものとした。
 - ・機関・事業単位・大型企業は、法律又は行政法規に別段の規定がある場合を除き、監査機関による監査の結果を決済の根拠とすることを強制してはならないものとした。
 - ・機関・事業単位・大型企業と中小企業との取引において、その一部に紛争があるものの、それ以外の部分の履行に影響がないときは、紛争のない部分に係る支払を速やかに行わなければならないものとした。
- それゆえ、中小企業においては、契約の締結にあたり、支払の期限や方法などを定めた条項が新条例の規定と適合しているか精査することが重要となる。支払要件の設定や支払の遅延について、機関、事業単位又は大型企業による新条例への違反を発見したときは、自社の権利保護の手段を講ずることが望まれる。

(2) 監督管理制度の整備

① 政府による規制措置(21～23 条)

新条例は、県級以上の人民政府とその関係部門が、監督検査、書面による照会・事情聴取、監督・通報、告発処理など種々の手段を通じて、支払遅延行為の整理と監督管理を強化することを図った。

また、定期報告の制度が導入された。中小企業に対する期限を超過した前年度の未払代金の状況について、県級以上の地方人民政府の部門は、毎年定期的に同級人民政府に報告しなければならない、事業単位・国有大型企業は、毎年定期的にその主管部門又は監督管理部門に報告しなければならない。

さらに、省級以上の人民政府において監査の制度を設け、職務の遂行が不十分な部門及び地方政府の主要な責任者に対し、聴取のうえ監督及び責任追及を行うものとした。

② 告発処理の制度(24 条、25 条)

新条例は、告発受付部門の責務を明らかにし、国の統一的な告発プラットフォームを確立するものとした。また、告発を処理する期限と手順を示し、簡便で効率的な権利保護の手段を中小企業に提供した。さらに、告発者は虚偽又は悪意のある告発をしてはならない旨が定められたほか、被告発者の協力義務や告発受付部門及び担当者の守秘義務などに関する規定も定められた。

③ 信用管理(26 条)

新条例は、支払遅延に係る債務不履行が信用喪失行為と認定された場合、信用記録へ記入するものとし、情状が重大な者については全国信用情報共有プラットフォーム及び国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公示し、法令に基づき多方面にわたる制限を加え、支払遅延行為に対する制裁を厳格化するものとした。

支払を拒まれた中小企業においては、新条例による以上のような措置を踏まえ、告発処理制度を活用し、十分な証拠をもって関係部門に対して告発することが考えられる。また、虚偽の告発などによって自社のイメージを損なうことも避けなければならない。

(3) 法的責任の強化

新条例は、主に次の 2 点において、旧条例よりも重い法的責任を問うものとした。

第一に、処罰する違法行為を多様化した。例えば、国有大型企業の支払遅延により不良な結果が発生した場合は管理者を処分するものとし、機関・事業単位・大型企業及びこれらの人員による違法行為に対する処罰の情状を一部修正した。

第二に、告発者などへの報復攻撃に関する規定・罰則を新設し、報復攻撃には厳しく対応するものとした。

以上のように、新条例は、不当な支払遅延を受けた中小企業に強固な法的保護を与えたことから、大型企業においては、内部管理を強化し、規範に即した支払を行うことにより、条例違反を回避することが望まれる。

3. おわりに

新条例が、支払に関する規則を明確化し、監督管理・制裁を強化したことによって、公平な競争が行われる市場環境が創出され、中小企業が発展・促進し、投資や起業が活発化することが期待される。また、新条例は、中小企業の資金繰りの効果的な解決、その資金チェーンの安定保障、正常経営の維持、生産規模の拡大、技術革新などにも役立ち、中小企業の市場競争力を高める。それゆえ、中小企業においては、新条例の内容を十分に理解するとともに、自社を守る意識を高め、その合法的な権利・利益を積極的に維持していくことが必要となる。また、大型企業においても、条例の規定を厳守して自社の行為を規範化することが求められる。

情報提供 金杜法律事務所

会計・税務情報

海外投資家の利益配当による直接投資に対する税収優遇政策



海外投資家の長期投資をさらに奨励するため、2025 年 6 月 27 日、財政部、国家税務総局、商務部の三部門は共同で「海外投資家の利益配当による直接投資に対する税額控除政策に関する公告」（財政部 税務総局 商務部公告 2025 年第 2 号）を公布しました。主な内容は下記の通りです。

一、2025 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの期間に、海外投資家は中国国内の居住者企業から分配された利益を中国国内で直接投資を行い、一定の条件を満たす場合は、投資額の 10%を当該年度の課税金額から控除することができる。その年に控除しきれない分は翌年以降に繰り越すことが認められる。中国政府と外国政府との間で締結された租税協定において、配当や利益などの権益性投資収益の適用税率が 10%を下回る場合は、その協定税率を適用する。

二、この税額控除政策適用には、以下5つの要件をすべて満たさなければならない。

1. 海外投資家が得た配当利益は、中国国内の居住者企業が投資家に実際に分配した利益剰余金による配当や利益などの権益性投資収益であること。
2. 海外投資家の配当利益による国内直接投資には、増資、新規設立、株式取得などの権益性投資が含まれており、上場企業の新規増資、株式の取得または買収(一定の条件を満たす戦略的投資を除く)が含まれないこと。具体的には以下の3つを指す。
 - ①中国国内の居住者企業の払込資本金あるいは資本剰余金の新規増資、または組み入れ
 - ②中国国内において新たな居住者企業の設立
 - ③非関連者から中国国内の居住者企業の持分買収上記の方式により投資された居住者企業は、投資先企業という。
3. 投資先企業が「外商投資奨励産業目録」に記載されている全国的な外商投資奨励産業目に属すること。
4. 海外投資家の国内再投資期間は、最低 5 年間(60 カ月)以上継続すること。
5. 海外投資家が中国国内の直接投資に用いる配当利益を現金の形で支払う場合、利益配当を行う企業の口座から、関連資金を投資先企業または株式譲渡先の口座に直接送金され、直接投資前に国内の他の口座を経由してはならない。現物、有価証券などの非現金の形で支払う場合、関連資産の所有権は利益配当を行う企業から直接投資先企業または株式譲渡先に移されなければならない。

三、本公告は 2025 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで施行される。2028 年 12 月 31 日以降も控除しきれない分については、残高がゼロになるまで継続して適用可能となる。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>